

防災千葉北部

NPO法人日本防災士会 千葉県北部支部会報 平成25年1月1日発行(第11号)
事務局 〒273-0011 船橋市湊町2-8-11-411 090-5500-0845(伴登方)

新年挨拶

支部長 小村 貴司

新年明けましておめでとうございます。

昨年は年末に総選挙があり、新しい政権が誕生いたしました。いずれにいたしましても遅れている東日本大震災の復興に、迅速に誠意をもって対応していくことを国民として期待しております。

さて私達、NPO法人日本防災士会 千葉県北部支部は皆様のおかげを持ちまして設立から5年目を迎えます。会員数も60名となりました。この4年間防災士がそれぞれ住んでいる地域や職場において、日頃から地道に防災意識向上の為の普及活動を行い、災害時には地域や職場の防災リーダーとして、冷静な判断のもとに防災ボランティア活動を推進するためにはどのような事ができるのか、試行錯誤しながら皆様と共に活動してまいりました。結果といたしまして千葉市・船橋市・習志野市などの自治会にも防災の出前講座をすることができるようになり、少しずつですが認知され活動が確実に広がってきております。

本年も地域住民の方々との絆を更に構築していくために、より地道に地域に根ざした防災訓練や地域公民館などでの講演会や勉強会を

開催していく予定ですので、皆様方のご参加ご協力を心からお願い申し上げます。



船橋市 中学生防災学習支援

船橋中・三山中・豊富中の三校で実施

「命の尊さ」や「災害時自分や周りの人の命を守る」ために何ができるかを学習することを目的とする、船橋市中学1年生を対象とする防

災学習は、平成17年度から実施されています。当支部はこれに賛同し、平成22年度から支援していますが、今年度は船橋中、三山中、豊富中

の3校を対象に下表の日程で実施されました。

当支部からの延べ参加人数は31名でした。

平成24年度 中学生防災学習実施日時

学習項目	船橋中学校	三山中学校	豊富中学校
防災学習導入説明 (1時限)	11月2日(金) 14:25～15:15	10月30日(火) 14:20～15:10	11月27日(火) 14:30～15:20
災害図上訓練(DIG) (2時限)	11月6日(火) 13:25～15:15	11月9日(金) 13:20～15:10	11月29日(木) 13:30～15:20
応急救護訓練 (2時限)	11月15日(木) 13:25～15:15	11月16日(金) 13:20～15:10	12月3日(月) 13:30～15:20
現場踏査・発表会 (2時限)	11月22日(木) 13:25～15:15	11月20日(火) 13:20～15:10	12月6日(木) 13:30～15:20
生徒数・班数	364名-47班	104名-20班	44名-10班

応急救護訓練は船橋消防署職員等によって実施されますので、当支部は参加していませんが、その他はDIG手法を用いた学習で、自宅が近い生徒同士 数名～10名が同じ班となって、通学路自主調査—DIG作図—現地踏査・発表するものです。私達はこの過程でDIG進捗管理、気付け・指導、現場での安全確保等をして、学習の支援をしました。

なお、現地踏査・発表会では地元自治会等の方も出席しますので、支部会員との直接対話もあり、コーポ馬込沢での出前講座のように、当支部の地域防滅災支援活動に結びつくきっかけとなることもあります。

当支部としては今後とも引続き積極的に支援

活動を継続していく予定です。



DIG作業状況(豊富中学校)

地域防滅災力向上支援活動

コーポ馬込沢に係るリスクと自助・共助に関する住民懇話会

8月19日にコーポ馬込沢自治会の役員と防滅災検討会を開催しましたが、これを踏まえて11月11日(日)にコーポ住民を対象に予想される災害と自助・共助について懇話会を同コーポ集会室で開催しました。

懇話会のテーマは、次のとおりです。

① コーポ馬込沢の災害リスクと自助・共助に

ついて 青山防災士

② 自主防災会と住民協力 筒井防災士

③ 家具転倒防止等について 中村(利)防災士

特に③については関心が高く、家具固定器具設置のための壁中棧の位置確認用具等の購入や、自力での対策実施困難者に対しては自治会で対応する等の対策が話われました。

また、引続き来年も実施することに合意しました。



冒頭での小村支部長挨拶



家具転倒防止について説明する中村(利)防災士

DIG研修(第3回)

松戸市 松戸・古ヶ崎地区を対象に

江戸川・坂川 氾濫を想定して

第3回目のDIG研修は12月22日、松戸市の千葉県西部防災センターで、防災体験学習後同センター会議室で行われました。対象地区は松戸市松戸～古ヶ崎地区で、初めて水害を対象とし、江戸川や地区を流れる支川坂川の氾濫を想定して実施しました。講師は1,2回に引続き中込氏にお願いしました。

当地域は左図のとおり利根川派川江戸川が南北に流れ、これに支川坂川が流れ込む低平地で、地盤高TP. 2、3mで江戸川が氾濫すれば浸水深が5m以上にもなる地区もある地域です。

研修は初参加の会員もいることから、最初に中込講師による「ブレインストーミング」とDIG研修取組の心構えに関する話があり、次いで水害に関するDIG研修は初めてであることもあって、当該分野の経験者である伴登防災士から「河川の水防/改修に関する序論」と題する、河川用語や種類、治水計画論、水害の事例、水防法等について簡単に説明がありました。

DIG研修は3回目であることから、支部会員が

コーディネーターを務めることとなり、青山防災士がその任にあたり、中込講師の指導のもとで研修が進められました。なお参加会員は10名で、2班に分かれての演習となりました。



対象地域と江戸川想定氾濫区域(浸水深別に着色)

DIGは先ず道路、鉄道、河川、避難所等及び標高(TP)10mの等高線を着色して、地域の特徴を明らかにしたうえで、別の透明シート2枚に坂川及び江戸川の想定氾濫区域(浸水深別に色分け)を記入し、次の事項について班毎に検討しました。(各班を自治会役員会と想定し、各担当地区について検討。2班共浸水区域内の地区)

- ① 氾濫したらどうなるか
- ② 氾濫前にしておくべきこと(事前の備え)
- ③ 氾濫後にすべきこと
- ④ 自治会としてできること

検討結果は各班から発表され、概ね下記のような意見がありました。

- ①□担当地区は江戸川氾濫時に水深3m以上～5m程度の浸水に見舞われる地区。
- ②□早目の避難が必須。特に災害弱者はより早い時期での避難が必要。避難所までの避難所要時間の推定。避難時の現場状況(坂川の氾濫、地下道、橋等避難路の状況、天候、

時刻等)に対応できるように、照明、舟等の移動手段の検討と備え。河川水位情報、避難情報等の把握。防災備品等の備え。

- ③□地区民の安否確認。土砂排除。防疫。
- ④□避難所への避難が間に合わない場合の対策(近隣マンション等への避難等)②に係る検討及び備え。

演習時間が2時間と短かったことや資料準備の関係もあり、①課題に対する検討結果は一般論的、抽象的なものになったこと、②水害の場合はある程度災害の事前予想が可能であり、それだけに現象の時間軸上での理解や対応が被災程度の明暗を分けることになる。これを勘案して、課題を設定し具体的に検討することが必要かつ有効であるが、これに着目した演習ができなかったこと、等が反省されました。今後こうした点を踏まえてより役に立つDIGを企画し実施したいと考えています。

会員活動報告

防災と防犯を軸とした地域力の強化のために

副支部長 大野 雅之

1. 防災と防犯は車の両輪

防災士会の会報に防犯とは何事か?!?とお思いの会員の方も多いかと思います。

私は、長年損保会社で企業の災害に関するリスク調査や防災を担当していましたが、社内担当業務の変更を機に個人分野の防災について考えるようになりました。個人分野の防災では個々の力(自助)が大切で、なくてはならないものですが、個々の力を地区とか集団で捉える(共助)の必要を感じ「地域」単位の安心安全に着目するようになりました。また、地域の安心安全を実現するためには防災だけでなく防犯も必要であると考え、防災士会と同時に一般社団法人千葉県防犯設備協会にも所属し、県や

市からの要請に基づき、警察署管内単位(防犯指導員や町会の役員及び教員等を含め150名～250名程度)、市単位(100名～150名程度)、町会単位(町会の役員や会員50名前後)等で防犯の講話を行なっています。

講話の際、世話役や役員の方々と意見を交換してみると、多くの方が防犯に特化しているわけではなく、防犯とともに防災を担当し、更にはもっと広い役割をもって地域の安心安全を担っていることも分かり、私の信念である地域の安心安全は防災+防犯+ α 、言い換えれば「防災と防犯は車の両輪」であり、さらには「地域力」が地域の安心安全にとって重要であると

の意を益々強くするようになりました。したがって、今では防犯講話の中で若干時間を頂き防災にも目を向けていただくよう、話しをするようにしています。

2. 犯罪と発生抑止力

(1) 地域を守る目

私は地域には各種の地域を守る目があり、そ

地域を守る目	地域の範囲	犯罪の種類	原因
自宅の目	自宅	侵入盗 振り込め詐欺	弱い錠前 弱いガラス窓 死角
家族の目		子供の被害	親の愛情
隣近所の目	自宅—近所	子供の被害	親の愛情
地域の目 1	自宅—公園・学校	子供の被害	親の愛情
地域の目 2	自宅—駅	ひったくり 痴漢 路上強盗等	少ない人通り 暗い通り 暗い街路灯
マンションの目	マンション敷地内 マンション建物内	侵入盗 エレベーターでの犯罪 子供の犯罪	

※自転車盗、自動車盗、車上あらしはどの地域でも発生します。

(2) 防犯環境設計

こうした中で、犯罪者を寄せ付けない環境を作り犯罪を防止する「防犯環境設計」の考えがあります。たとえば、ゴミ捨てのような小さな秩序違反行為を放置しておく、その地域の住民は相互に無関心で、犯罪に対しても関心が無いと考えられることから、犯罪者を自然と近づけてしまうという考え方です。そうした環境の下では、犯罪が多く発生し、エスカレートする結果、ついには殺人事件のような重大な犯罪につながる可能性があるというものです。

【 ゴミの放置→落書の放置→ひったくり→侵入盗→強盗に変身→殺人事件 】

従って、地域住民は地域の環境や住民相互に関心を持つ必要があるというのですが、まさしく防災にも同じことがいえます。やはり地域の安心安全には住民相互が関心をもって地域の環境を作り上げていく—環境設計—必要があります。

の監視の目がうまく機能していない時に、犯罪が発生するのではないかと考えています。地域を守る目とはまさしく、犯罪者を寄せ付けない地域の力であると考えています。地域とは自宅から駅くらいの距離半径とした地区に存在する集団と考えています。

3. 地域・マンションの資産価値向上

ところが、こうした環境作りに取り組む中で、住民の関心が長続きしなかったり、いつまでも関心のない住民がいることが悩みの種です。

こうした中で地域力強化に成功した地域では、共通の価値観をもって目的達成に取り組んでいるようです。地域で共有する価値として、私は、その「地域資産価値の向上」を目標に掲げることを提案しています。

犯罪が少ない町、災害が少ない町を目指し取り組んだ結果、日本で一番住み易く、皆があこがれる地域となり、結果としてハード・ソフト両面の資産価値が向上することを願っています。

地震保険における再保険

大震災以降、保険相談を寄せる方々から保険会社は地震保険金たくさん払っているけど、大丈夫？つぶれたりしないの？との声が多かったのですが、これは、地震保険についてあまりご理解いただけていないためではないかと思われましたので、今回は地震保険のしくみについて解説します。

地震保険は、民間の損害保険会社だけで引き受けるにはリスクが大きすぎるため、「地震保険に関する法律」に基づき、以下のように民間損害保険会社が引き受けた地震保険契約を国（政府）が再保険で引き受け、大規模地震の際の巨額な保険金の支払いに備えています。

*地震保険に関する法律（第1条抜粋）

「この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、以って地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。」

1.再保険とは？

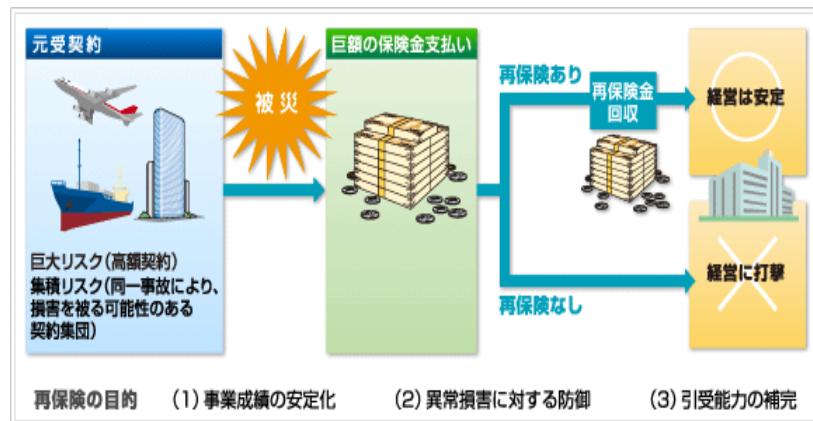
損害保険会社は、一般の保険契約者に万一の損害に対する補償を提供するという社会的使命を果たすために、安定した経営を行う必要があ

ります。

しかし、巨大タンカーや石油コンビナートのような保険金額の高額な契約を引き受けている場合、ひとたび事故が起こると高額の保険金を支払う可能性があります。また、地震や台風あるいは航空機の墜落などで同時に多くの契約に事故が発生する場合も、高額の保険金を支払う可能性があります。損害保険は発生するか否か不確実な災害や事故に対する補償であるため、損害保険会社はこのような事業成績を不安定にする要因を常に抱えています。

そこで損害保険会社は、高額の保険金支払いに見舞われた場合に、どの程度までの損害であれば経営に影響がないか判断したうえで、引き受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に引き受けてもらうことが必要です。この保険契約が「再保険」で、損害保険会社が安定した経営を行っていくうえで、大きな役割を果たしています。

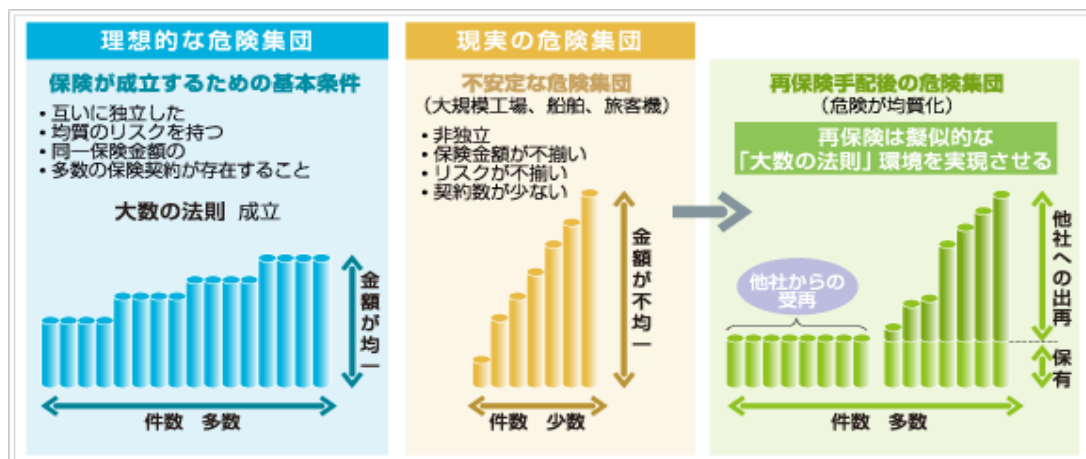
なお、生命保険会社も、引き受けた生命保険契約の一部または全部を他の保険会社に引き受けてもらう「生命再保険」により、危険の分散を図っています。



2. 地震保険における再保険のしくみ

元受保険会社が引受けた地震保険契約をいったん日本地震再保険会社に全額再保険し、同社はその責任を均質化して政府とトーア再保険会

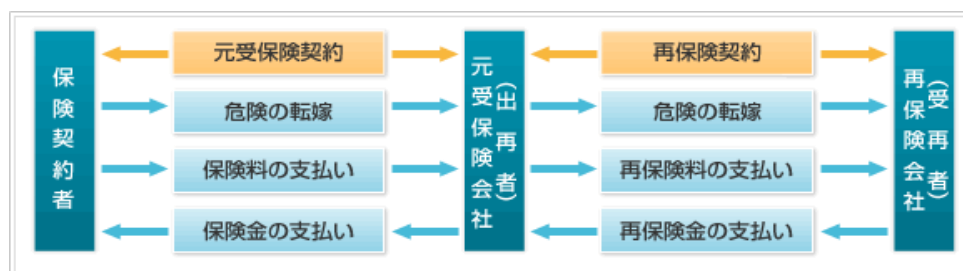
社に再保険します。（一部は日本地震再保険会社が保有します。）さらに、トーア再保険会社が引受けた再保険契約は、再び元受各社に所定の責任割合で再々保険されます。



保険契約者～元受保険会社～再保険会社間の契約関係を示すと下図のとおりで、元受保険会社は再保険契約を締結することで、再保険会社に対して再保険料を支払ったうえで、自己の元受契約上負担する責任の一部または全部を再保険会社に転嫁しています。

再保険契約は、再保険の出し手（出再者）である元受保険会社が保険契約者との間で締結し

た元受契約とは全く別の独立した契約です。したがって、再保険の受け手（受再者）である再保険会社は、出再者から再保険料を受け取れないからといって保険契約者に直接その支払いを請求したり、保険契約者が出再者から保険金が支払われないからといって、受再者に直接その支払いを請求したりすることは、原則としてできません。



再保険契約にはさまざまな形態があります。再保険責任の分担のしかたという視点からは「割合再保険」と「非割合再保険」に大別されます。

一方、再保険の契約手続きという視点からは「任意再保険」と「特約再保険」に大別されます。また、生命再保険には危険保険料式や共同保険式などの方式があります。

3. 再保険料と再保険金

a. 再保険料

再保険料は、再保険責任の責任分担の方法などにより再保険契約ごとに異なった形で取り決められます。

具体的には、元受保険料に受再者が負担する責任の割合を乗じる場合と、元受保険料とは全く別に受再者と出再者との間で取り決められる場

合に大別されます。

b.再保険金

再保険契約は、理論上は出再者に発生した損害、すなわち再保険された元受契約上に発生し

た損害の一部または全部を再保険金として支払う契約です。受再者は、出再者の支払った元受保険金が再保険契約上支払い義務を負うものか否かを確認したうえで、再保険金を支払います。

4. 政府と民間損害保険会社が負担するしくみ

0	1,040	6,910	(1回の地震保険総額 億円→)	62,000	(負担割合%)
損保		政府 50%		政府 約 98.4%	
1,040		2,935		5 兆 4,185 億円	
100%		損保 50%		損保 約 1.6% 905 億円	
		2,935			

政府と民間損保会社が保険金を負担する仕組みは上図のとおりで、この仕組みによって支払われる保険金は、1回の地震*1による支払保険金総額が6兆2,000億円*2(損保4,800億円、政府5兆7,120億円、H24年4月改定)までは上記の通りとなりますが、6兆2,000億円を超える場合は、以下の算式により按分計算した金額に削減されます。

*1 一回の地震；— 72時間以内に生じた2以上の地震等は、一括して1回の地震とみなします。
*2 東日本大震災時の総支払限度額は5兆5,000億円でした。

※ちなみに、政府保証の5兆7,120億円は地震再保険特別会計で通常予算とは区分されています。

支払保険金額 = 個別算出の保険金額 ×

(6兆2,000億円 ÷ 全社の算出保険金総額)

(記：岩部 敦 防災士：支部会計担当幹事)

事務局後記

- 12月21日、文科省は2年ぶりに全国地震動予測地図を公表しました。この地図は今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率を予測したのですが、千葉市でH22:63.8%→H24:75.7%、東京で19.6%→23.2%、横浜市で66.9%→71.0%と関東では軒並み確率が上昇しています。

相当な被害がともなう地震発生の確度がだんだん高まってきていることは確実なようで、地域の防減災力向上を目指す支部活動をさらに活発にしていきたいと思ひます。

※ 当支部に防減災関係の出前講座依頼、相談等がありましたら、下記にお寄せ下さい。

yoshiiba@ksn.biglobe.ne.jp

- 昨年は5月7日につくば市等で竜巻、9月30日に台風17号の東日本縦断がありましたが、概して自然災害に関しては平穏な年でした。

今年もより平穏な年でありますように、そして皆様にも幸多いことをお祈りします。